

令和5年長審第3号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月3日13時20分

熊本県通詞島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.0トン	
登 録 長	10.40メートル	6.14メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		84キロワット
漁船法馬力数	35	

3 事実の経過

Aは、昭和62年6月に進水し、船体中央部やや後方に操舵室を配し、同室後面に出入口があり、操舵室前部中央に舵輪を、その左舷側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機を、右舷側にGPSプロッターを、同出入口後方左舷側壁に同装置と連動する機関操縦レバー及び操舵リモコン（以下、合わせて「後部操縦装置」という。）をそれぞれ備え、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年10月3日05時30分熊本県二江漁港を発し、通詞島北方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、漁場に到着後、魚群探知機による魚群探索を行って漁具を投入する場所（以下「ポイント」という。）を決め、潮流による圧流と漁具を投入するための所要時間を勘案してポイントから潮流を数十メートル遡った場所で漂泊を開始し、漁具を投入して圧流されながら操業を行い、ポイントを通過して数十メートル圧流されたのち、潮上りを行って操業を繰り返していた。

a受審人は、06時20分通詞島北方沖合の漁場に至り、ポイントを決めて操業と潮上りを繰り返し、船首を西方に向けた状態で漂泊を開始し、後部操縦装置付近で左舷方を見ながら操業していたところ、折からの風潮流によりポイントから東方へ約30メートル圧流されたことから、潮上りを行うこととした。

a 受審人は、13時20分少し前五通礁^{ごつうしょう}灯標から323.5度（真方位、以下同じ。）1.78海里の地点で、船首が264度を向いていたとき、正船首60メートルのところに、Bが漂泊しているのを視認できる状況であったが、周囲に他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、進行方向至近で漂泊中のBの存在に気付かず、同船に向けて発進した。

こうして、a 受審人は、発進してすぐに針路を264度に定め、折からの潮流に抗して7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、後部操縦装置を使用して手動操舵により進行中、13時20分五通礁灯標から322.5度1.79海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に後方から11度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、東方に向かう弱い潮流があった。

また、Bは、昭和59年7月に進水し、船体後部に操縦区画を配し、魚群探知機能付きGPSプロッターを備え、船外機を搭載した和船型無蓋のFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日05時10分熊本県御領漁港を発し、通詞島北方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、05時50分前示釣り場に到着したのち、釣りとは潮上りを繰り返し、13時05分五通礁灯標から319.5度1.86海里の地点で、船首を西方に向け、船外機を中立運転として漂泊を開始し、折からの風潮流により084度の方向に0.5ノットの速力で圧流された。

b 受審人は、操縦区画の後方で、左舷方を向いて立った姿勢で釣りを行っていたところ、13時20分少し前五通礁灯標から322.5度1.80海里の地点で、船首が253度を向いていたとき、左舷船尾方至近で漂泊していたAが、Bに向けて発進したのを認めたものの、どうすることもできず、同船は、船首が253度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷等を、Bは、左舷船尾部ハンドレール及びオーニング支柱に曲損等をそれぞれ生じ、b 受審人が左頭頂部裂創、左眉毛部裂創、外傷性頸部症候群及び前頭部打撲傷を負った。

(航法の適用)

本件は、通詞島北方沖合において、漂泊状態から発進したAと同船至近で漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、通詞島北方沖合において、Aが、潮上りをする際、見張り不十分で、至近で漂泊中のBに向けて発進したことによって発生したものである。

a 受審人は、通詞島北方沖合において、潮上りの目的で発進する場合、進行方向で漂泊中の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行

うべき注意義務があった。ところが、同人は、周囲に他船がないもの
と思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、進行方向至
近で漂泊中のBに気付かず、同船に向け発進して衝突を招き、A及びB
両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。これは、同人が国
土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

b受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月7日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎